

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1. 特定無線設備の技術基準適合証明手数料

1-1. 技術基準適合証明手数料（申込設備を提出する場合）（注1）

1-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		証明手数料			
			基本手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 (1台当り)	証明ラベル 費用（注5） (1枚当り)
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第7号	コードレス電話（注3）	親機	230,000	190,000	95,000	700
		子機	230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第8号	特定小電力機器（注2）	13GHz未満	230,000	190,000	95,000	700
		13GHz以上	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム		230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注3）	親機	230,000	280,000	140,000	700
		子機	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注3）	親機	230,000	280,000	140,000	700
		子機	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注3）	親機	230,000	280,000	140,000	700
		子機	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局		230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用 陸上移動局		230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		230,000	190,000	95,000	700

第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局	230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局	230,000	190,000	95,000	700

注1： 技術基準適合証明の最大証明数は100台です。

注2： 13GHz以上：「移動体検知センサー」「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注3： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の基本手数料及び特性試験料金は半額となります。

注4： 証明規則第2条第1項第19号の3「5GHz帯小電力データ通信システム」はW52W53、W56及びW52W53W56の3証明があり、各々表示されている手数料が必要です。

注5： 別途印字版代が必要となります。

手数料算定式： 証明手数料＝基本手数料＋無線設備のサンプル数分の特性試験料金＋証明台数分のラベル費用

1-1-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		基本手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 (1台当り)	証明ラベル 費用（注5） (1枚当り)
第2条第1項 第1号の4	MCA陸上移動局	230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）	230,000	280,000	140,000	700

第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (eMTC)	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TDD-LT) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(中継)	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 (3.7GHz, 4.5GHz) 陸上移動局	230,000	420,000	210,000	700
第2条第1項 第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	230,000	420,000	210,000	700
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オープンコム)	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択RZSSB	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第31号	ルール加入者無線	230,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	230,000	190,000	95,000	700

第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局(eMTC)	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	230,000	280,000	140,000	700

1-1-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		基本手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 (1台当り)	証明ラベル 費用（注5） (1枚当り)
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の9	SSB	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の10	デジタル	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の14	SSB	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第2号	無線標定	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・バイ	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR（簡易無線）	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第6号	構内無線	230,000	220,000	110,000	700

第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式 (次世代PHS) 方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700

第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMBD)方式 携帯無線通信用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (Sub6帯)	230,000	420,000	210,000	700
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (準ミリ波帯)	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局等 FDD-5G-NR	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2マイクロワット以下)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (デジタル指令局)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第23号	PHS基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第25号	RZSSB	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標準陸上局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	230,000	480,000	240,000	700

第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	230,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 (4相位相変調方式)	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用 固定局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用 固定局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア (CATV網等接続型)	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィルア	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W 以下)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W 以下)	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	230,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	230,000	310,000	155,000	700

第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第67号	11GHz又は15GHz帯固定局	230,000	480,000	240,000	700
第2条第1項 第68号	携帯用位置指示無線標識	230,000	280,000	140,000	700
第2条第1項 第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯可搬型システム	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第72号	無人移動体画像伝送システム	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第73号	5.2GHz高出力データ通信システム 基地局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第74号	5.2GHz高出力データ通信システム 陸上移動中継局	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第76号	150MHz帯V H F データ交換装置	230,000	220,000	110,000	700
第2条第1項 第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	230,000	220,000	110,000	700

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1-2. 技術基準適合証明手数料（試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合）（注1）

1-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		証明手数料		
			基本手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価費用 (1台当り)	証明ラベル 費用（注5） (1枚当り)
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		50,000	180,000	700
第2条第1項 第7号	コードレス電話（注3）	親機	50,000	180,000	700
		子機	50,000	180,000	700
第2条第1項 第8号	特定小電力機器（注2）	13GHz未満	50,000	180,000	700
		13GHz以上	50,000	180,000	700
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用、2400～2483.5MHz)		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用、2471～2497MHz)		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム		50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		50,000	180,000	700
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注3）	親機	50,000	180,000	700
		子機	50,000	180,000	700
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注3）	親機	50,000	180,000	700
		子機	50,000	180,000	700
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注3）	親機	50,000	180,000	700
		子機	50,000	180,000	700
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局		50,000	180,000	700
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用 陸上移動局		50,000	180,000	700
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		50,000	180,000	700

第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム	50,000	180,000	700
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局	50,000	180,000	700

注1： 技術基準適合証明の最大証明数は100台です。

注2： 13GHz以上：「移動体検知センサー」「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注3： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の基本手数料及び特性試験料金は半額となります。

注4： 証明規則第2条第1項第19号の3「5GHz帯小電力データ通信システム」はW52W53、W56及びW52W53W56の3証明があり、各々表示されている手数料が必要です。

注5： 別途印字版代が必要となります。

手数料算定式： 証明手数料＝基本手数料＋無線設備のサンプル数分の特性試験結果評価費用＋証明台数分のラベル費用

1-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	証明手数料		
		基本手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価費用 (1台当り)	証明ラベル 費用（注5） (1枚当り)
第2条第1項 第1号の4	MCA陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700

第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (NB-IoT)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (eMTC)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TDD-LT) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(中継)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 (3.7GHz, 4.5GHz) 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	50,000	180,000	700
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択RZSSB	50,000	180,000	700
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	50,000	180,000	700
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	50,000	180,000	700
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	50,000	180,000	700

第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	50,000	180,000	700
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局(eMTC)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	50,000	180,000	700

1-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	証明手数料		
		基本手数料 (100台まで)	特性試験 2台目以降 (1台当たり)	証明ラベル 費用（注5） (1枚当たり)
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の9	SSB	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の10	デジタル	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の14	SSB	50,000	180,000	700
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第2号	無線標定	50,000	180,000	700
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・プイ	50,000	180,000	700
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	50,000	180,000	700
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	50,000	180,000	700
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	50,000	180,000	700
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	50,000	180,000	700
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR（簡易無線）	50,000	180,000	700

第2条第1項 第6号	構内無線	50,000	180,000	700
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式 (次世代PHS) 方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700

第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMBD)方式 携帯無線通信用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (Sub6帯)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (準ミリ波帯)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局等 FDD-5G-NR	50,000	180,000	700
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	50,000	180,000	700
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2マイクロワット以下)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (デジタル指令局)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第23号	PHS基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第25号	RZSSB	50,000	180,000	700
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	50,000	180,000	700
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	50,000	180,000	700
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)	50,000	180,000	700

第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 (4相位相変調方式)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用 固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用 固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	50,000	180,000	700
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	50,000	180,000	700
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア (CATV網等接続型)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィルア	50,000	180,000	700
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	50,000	180,000	700
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W 以下)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W 以下)	50,000	180,000	700
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	50,000	180,000	700

第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第67号	11GHz又は15GHz帯固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第68号	携帯用位置指示無線標識	50,000	180,000	700
第2条第1項 第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯可搬型システム	50,000	180,000	700
第2条第1項 第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第72号	無人移動体画像伝送システム	50,000	180,000	700
第2条第1項 第73号	5.2GHz高出力データ通信システム 基地局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第74号	5.2GHz高出力データ通信システム 陸上移動中継局	50,000	180,000	700
第2条第1項 第76号	150MHz帯V H F データ交換装置	50,000	180,000	700
第2条第1項 第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	50,000	180,000	700

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料

2-1. 新規申込（その1）

2-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料	
			一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合～試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		420,000	230,000
第2条第1項 第7号	コードレス電話（注2）	親機	420,000	230,000
		子機	420,000	230,000
第2条第1項 第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	420,000	230,000
		13GHz以上	680,000	230,000
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		420,000	230,000
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		420,000	230,000
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		420,000	230,000
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		420,000	230,000
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）		420,000	230,000
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		420,000	230,000
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		680,000	230,000
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		680,000	230,000
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム		680,000	230,000
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		420,000	230,000
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	510,000	230,000
		子機	510,000	230,000
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	510,000	230,000
		子機	510,000	230,000
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注2）	親機	510,000	230,000
		子機	510,000	230,000
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局		510,000	230,000
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用 陸上移動局		420,000	230,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		420,000	230,000
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム		510,000	230,000
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)		680,000	230,000

第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局	420,000	230,000
第2条第1項 第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局	420,000	230,000

注1： 13GHz以上：「移動体検知センサー」「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込める場合は、子機の認証手数料は半額となります。

注3： 証明規則第2条第1項第19号の3「5GHz帯小電力データ通信システム」はW52W53、W56及びW52W53W56の3認証があり、各々表示されている手数料が必要です。

2-1-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ～試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第1号の4	MCA陸上移動局	420,000	230,000
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局	680,000	230,000
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局	680,000	230,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	680,000	230,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	680,000	230,000
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（eMTC）	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA（TDD-LT）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（中継）	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の26	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 （3.7GHz、4.5GHz）陸上移動局	650,000	230,000

第2条第1項 第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	650,000	230,000
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)	680,000	230,000
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オープンコム)	510,000	230,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	680,000	230,000
第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	450,000	230,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	450,000	230,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	420,000	230,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	450,000	230,000
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択RZSSB	450,000	230,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	450,000	230,000
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	450,000	230,000
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	510,000	230,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	510,000	230,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	510,000	230,000
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	510,000	230,000
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	680,000	230,000
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	510,000	230,000
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	680,000	230,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	680,000	230,000
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	680,000	230,000
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	420,000	230,000
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	420,000	230,000
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	510,000	230,000
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	510,000	230,000
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局(eMTC)	510,000	230,000
第2条第1項 第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	510,000	230,000

2-1-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合～試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第1号の4	MCA（指令局）	450,000	230,000
第2条第1項第1号の9	SSB	450,000	230,000
第2条第1項第1号の10	デジタル	450,000	230,000
第2条第1項第1号の11	F3E 等	450,000	230,000
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク	450,000	230,000
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	450,000	230,000
第2条第1項第1号の13	海上用DSB	450,000	230,000
第2条第1項第1号の14	SSB	450,000	230,000
第2条第1項第1号の15	F3E 等	450,000	230,000
第2条第1項第2号	無線標定	710,000	230,000
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ	450,000	230,000
第2条第1項第3号の2	気象援助局	450,000	230,000
第2条第1項第4号の2	簡易無線	450,000	230,000
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線	450,000	230,000
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線	450,000	230,000
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線 （キャリアセンス機能あり）	450,000	230,000
第2条第1項第4号の7	簡易無線	450,000	230,000
第2条第1項第5号	50GHz帯CR（簡易無線）	710,000	230,000
第2条第1項第6号	構内無線	450,000	230,000
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線 （キャリアセンス機能あり）	450,000	230,000
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線 （周波数ホッピング方式）	450,000	230,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動中継局）	680,000	230,000
第2条第1項第10号の2	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動中継局）	680,000	230,000
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	540,000	230,000

第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式 (次世代PHS) 方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (Sub6帯)	650,000	230,000
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (準ミリ波帯)	710,000	230,000
第2条第1項 第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局等 FDD-5G-NR	710,000	230,000
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	540,000	230,000
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	710,000	230,000

第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	710,000	230,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	450,000	230,000
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	450,000	230,000
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	450,000	230,000
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	450,000	230,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局（0.2マイクロワット以下）	450,000	230,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	450,000	230,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局（0.2マイクロワット以下）	450,000	230,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA （デジタル指令局）	450,000	230,000
第2条第1項 第23号	PHS基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	540,000	230,000
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	540,000	230,000
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	710,000	230,000
第2条第1項 第25号	RZSSB	450,000	230,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	450,000	230,000
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	710,000	230,000
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	450,000	230,000
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー（第3種レーダー）	450,000	230,000
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー（第4種レーダー）	450,000	230,000
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	710,000	230,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	680,000	230,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	710,000	230,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	710,000	230,000
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	450,000	230,000
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	450,000	230,000
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	450,000	230,000
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	710,000	230,000
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 （4相位相変調方式）	710,000	230,000
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	710,000	230,000

第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用 固定局	710,000	230,000
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用 固定局	540,000	230,000
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	540,000	230,000
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー	540,000	230,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー (CATV網等接続型)	540,000	230,000
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	540,000	230,000
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィルアー	540,000	230,000
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	450,000	230,000
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W 以下)	450,000	230,000
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W 以下)	450,000	230,000
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	540,000	230,000
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	420,000	230,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	710,000	230,000
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	710,000	230,000
第2条第1項 第67号	11GHz又は15GHz帯固定局	710,000	230,000
第2条第1項 第68号	携帯用位置指示無線標識	510,000	230,000
第2条第1項 第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯可搬型システム	450,000	230,000
第2条第1項 第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	450,000	230,000
第2条第1項 第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	450,000	230,000
第2条第1項 第72号	無人移動体画像伝送システム	450,000	230,000
第2条第1項 第73号	5.2GHz高出力データ通信システム 基地局	450,000	230,000
第2条第1項 第74号	5.2GHz高出力データ通信システム 陸上移動中継局	450,000	230,000

第2条第1項 第76号	150MHz帯 V H F データ交換装置	450,000	230,000
第2条第1項 第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	450,000	230,000

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

2-2. 新規申込（その2）

2-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料	
			既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ		120,000	140,000
第2条第1項第7号	コードレス電話（注2）	親機	120,000	140,000
		子機	120,000	140,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	120,000	140,000
		13GHz以上	120,000	140,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		120,000	140,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		120,000	140,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		120,000	140,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		120,000	140,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）		120,000	140,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		120,000	140,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		120,000	140,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		120,000	140,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム		120,000	140,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		120,000	140,000
第2条第1項第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	120,000	140,000
		子機	120,000	140,000
第2条第1項第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	120,000	140,000
		子機	120,000	140,000
第2条第1項第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注2）	親機	120,000	140,000
		子機	120,000	140,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		120,000	140,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用 陸上移動局		120,000	140,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用 試験局		120,000	140,000
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム		120,000	140,000

第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)	120,000	140,000
第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局	120,000	140,000

注1： 13GHz以上：「移動体検知センサー」「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第1号の4	MCA陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	120,000	140,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（eMTC）	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA（TDD-LT）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（中継）	120,000	140,000

第2条第1項 第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 (3.7GHz, 4.5GHz) 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)	120,000	140,000
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オープンコム)	120,000	140,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	120,000	140,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	120,000	140,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	120,000	140,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	120,000	140,000
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択RZSSB	120,000	140,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	120,000	140,000
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	120,000	140,000
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	120,000	140,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	120,000	140,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	120,000	140,000
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	120,000	140,000
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	120,000	140,000
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	120,000	140,000

第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局(eMTC)	120,000	140,000
第2条第1項 第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	120,000	140,000

2-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	120,000	140,000
第2条第1項 第2号	無線標定	120,000	140,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・プイ	120,000	140,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	120,000	140,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	120,000	140,000
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	120,000	140,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	120,000	140,000
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 （キャリアセンス機能あり）	120,000	140,000
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	120,000	140,000
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR（簡易無線）	120,000	140,000
第2条第1項 第6号	構内無線	120,000	140,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 （キャリアセンス機能あり）	120,000	140,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 （周波数ホッピング方式）	120,000	140,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動中継局）	120,000	140,000

第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式 (次世代PHS) 方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000

第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (Sub6帯)	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (準ミリ波帯)	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局等 FDD-5G-NR	120,000	140,000
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	120,000	140,000
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)	120,000	140,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	120,000	140,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2マイクロワット以下)	120,000	140,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (デジタル指令局)	120,000	140,000
第2条第1項 第23号	PHS基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	120,000	140,000
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	120,000	140,000
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第25号	RZSSB	120,000	140,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	120,000	140,000
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	120,000	140,000
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	120,000	140,000
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)	120,000	140,000
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)	120,000	140,000
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	120,000	140,000

第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	120,000	140,000
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	120,000	140,000
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 (4相位相変調方式)	120,000	140,000
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	120,000	140,000
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用 固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用 固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー	120,000	140,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー (CATV網等接続型)	120,000	140,000
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地一般放送局	120,000	140,000
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィルアー	120,000	140,000
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	120,000	140,000
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W 以下)	120,000	140,000
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W 以下)	120,000	140,000
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第67号	11GHz又は15GHz帯固定局	120,000	140,000

第2条第1項 第68号	携帯用位置指示無線標識	120,000	140,000
第2条第1項 第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯可搬型システム	120,000	140,000
第2条第1項 第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	120,000	140,000
第2条第1項 第72号	無人移動体画像伝送システム	120,000	140,000
第2条第1項 第73号	5.2GHz高出力データ通信システム 基地局	120,000	140,000
第2条第1項 第76号	150MHz帯V H F データ交換装置	120,000	140,000
第2条第1項 第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	120,000	140,000

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

2-3. 変更申込

2-3-1. 変更の工事 ～ 表4 第2項の変更の工事に係る事項

2-3-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料	
			一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 （試験結果報告書を提出する場合）
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		390,000	200,000
第2条第1項 第7号	コードレス電話（注2）	親機	390,000	200,000
		子機	390,000	200,000
第2条第1項 第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	390,000	200,000
		13GHz以上	650,000	200,000
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		390,000	200,000
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム		650,000	200,000
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		390,000	200,000
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	480,000	200,000
		子機	480,000	200,000
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	480,000	200,000
		子機	480,000	200,000
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注2）	親機	480,000	200,000
		子機	480,000	200,000
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局		480,000	200,000
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用 陸上移動局		390,000	200,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		390,000	200,000
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム		480,000	200,000
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)		650,000	200,000

第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局	390,000	200,000
第2条第1項 第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局	390,000	200,000

注1： 13GHz以上：「移動体検知センサー」「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-3-1-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 （試験結果報告書を提出する場合）
第2条第1項 第1号の4	MCA陸上移動局	390,000	200,000
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	650,000	200,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	650,000	200,000
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（eMTC）	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA（TDD-LT）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（中継）	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の23	OFDMA（FDD-UMB）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の26	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 （3.7GHz, 4.5GHz）陸上移動局	620,000	200,000

第2条第1項 第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	620,000	200,000
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)	650,000	200,000
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オープンコム)	480,000	200,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	650,000	200,000
第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	390,000	200,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	480,000	200,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	480,000	200,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	480,000	200,000
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	480,000	200,000
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	390,000	200,000
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	390,000	200,000
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	480,000	200,000
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局(eMTC)	480,000	200,000
第2条第1項 第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	480,000	200,000

2-3-1-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 （試験結果報告書を提出する場合）
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	420,000	200,000
第2条第1項 第2号	無線標定	680,000	200,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	420,000	200,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 （キャリアセンス機能あり）	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR（簡易無線）	680,000	200,000
第2条第1項 第6号	構内無線	420,000	200,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 （キャリアセンス機能あり）	420,000	200,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 （周波数ホッピング方式）	420,000	200,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動中継局）	650,000	200,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動中継局）	650,000	200,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000

第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式 (次世代PHS) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (Sub6帯)	620,000	200,000
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (準ミリ波帯)	680,000	200,000
第2条第1項 第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局等 FDD-5G-NR	680,000	200,000
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	510,000	200,000

第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	680,000	200,000
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局（0.2マイクロワット以下）	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局（0.2マイクロワット以下）	420,000	200,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA （デジタル指令局）	420,000	200,000
第2条第1項 第23号	PHS基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	510,000	200,000
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	510,000	200,000
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第25号	RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	680,000	200,000
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	420,000	200,000
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー（第3種レーダー）	420,000	200,000
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー（第4種レーダー）	420,000	200,000
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	680,000	200,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	650,000	200,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	420,000	200,000
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	420,000	200,000
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	680,000	200,000
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 （4相位相変調方式）	680,000	200,000

第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	680,000	200,000
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用 固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用 固定局	510,000	200,000
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー	510,000	200,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー (CATV網等接続型)	510,000	200,000
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	510,000	200,000
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィルアー	510,000	200,000
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	420,000	200,000
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W 以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W 以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第67号	11GHz又は15GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第68号	携帯用位置指示無線標識	480,000	200,000
第2条第1項 第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯可搬型システム	420,000	200,000
第2条第1項 第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第72号	無人移動体画像伝送システム	420,000	200,000
第2条第1項 第73号	5.2GHz高出力データ通信システム 基地局	390,000	200,000

第2条第1項 第74号	5.2GHz高出力データ通信システム 陸上移動中継局	390,000	200,000
第2条第1項 第76号	150MHz帯 V H F データ交換装置	420,000	200,000
第2条第1項 第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	420,000	200,000

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

2-3-2. 軽微な変更の工事 ～ 表4 第1項の軽微な変更の工事に係る事項

2-3-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		80,000
第2条第1項 第7号	コードレス電話（注2）	親機	80,000
		子機	80,000
第2条第1項 第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	80,000
		13GHz以上	80,000
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		80,000
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		80,000
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		80,000
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		80,000
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）		80,000
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		80,000
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		80,000
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		80,000
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム		80,000
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		80,000
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	80,000
		子機	80,000
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	80,000
		子機	80,000
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注2）	親機	80,000
		子機	80,000
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局		80,000
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用 陸上移動局		80,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		80,000
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム		80,000
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)		80,000

第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局	80,000
第2条第1項 第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局	80,000

注1： 13GHz以上：「移動体検知センサー」「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-3-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第1号の4	MCA陸上移動局	80,000
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局	80,000
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局	80,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	80,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	80,000
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）	80,000
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（eMTC）	80,000
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA（TDD-LT）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（中継）	80,000
第2条第1項 第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の26	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 （3.7GHz, 4.5GHz）陸上移動局	80,000
第2条第1項 第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	80,000

第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)	80,000
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オープンコム)	80,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	80,000
第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	80,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	80,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	80,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	80,000
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択RZSSB	80,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	80,000
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	80,000
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	80,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	80,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	80,000
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	80,000
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	80,000
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	80,000
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	80,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	80,000
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	80,000
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	80,000
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	80,000
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	80,000
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	80,000
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	80,000
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局(eMTC)	80,000
第2条第1項 第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	80,000

2-3-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	80,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	80,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	80,000
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	80,000
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	80,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	80,000
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	80,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	80,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	80,000
第2条第1項 第2号	無線標定	80,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・プイ	80,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	80,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	80,000
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	80,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	80,000
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 （キャリアセンス機能あり）	80,000
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	80,000
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR（簡易無線）	80,000
第2条第1項 第6号	構内無線	80,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 （キャリアセンス機能あり）	80,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 （周波数ホッピング方式）	80,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動中継局）	80,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動中継局）	80,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	80,000

第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局	80,000
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	80,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	80,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	80,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式 (次世代PHS) 方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	80,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMBD)方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (Sub6帯)	80,000
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR (準ミリ波帯)	80,000
第2条第1項 第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局等 FDD-5G-NR	80,000
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	80,000
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	80,000

第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	80,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	80,000
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	80,000
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	80,000
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	80,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局（0.2マイクロワット以下）	80,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	80,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局（0.2マイクロワット以下）	80,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA （デジタル指令局）	80,000
第2条第1項 第23号	PHS基地局	80,000
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	80,000
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	80,000
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	80,000
第2条第1項 第25号	RZSSB	80,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	80,000
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	80,000
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	80,000
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー（第3種レーダー）	80,000
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー（第4種レーダー）	80,000
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	80,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	80,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	80,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	80,000
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	80,000
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	80,000
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	80,000
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 （4相位相変調方式）	80,000

第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	80,000
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用 固定局	80,000
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用 固定局	80,000
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等	80,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	80,000
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	80,000
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	80,000
第2条第1項 第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	80,000
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー	80,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー (CATV網等接続型)	80,000
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	80,000
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィルアー	80,000
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	80,000
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W 以下)	80,000
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W 以下)	80,000
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	80,000
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	80,000
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	80,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	80,000
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	80,000
第2条第1項 第67号	11GHz又は15GHz帯固定局	80,000
第2条第1項 第68号	携帯用位置指示無線標識	80,000
第2条第1項 第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯可搬型システム	80,000
第2条第1項 第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	80,000
第2条第1項 第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	80,000
第2条第1項 第72号	無人移動体画像伝送システム	80,000

第2条第1項 第73号	5.2GHz高出力データ通信システム 基地局	80,000
第2条第1項 第74号	5.2GHz高出力データ通信システム 陸上移動中継局	80,000
第2条第1項 第76号	150MHz帯V H F データ交換装置	80,000
第2条第1項 第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	80,000

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

2-3-3. その他の変更 ～ 工場変更及び追加、型式名称変更、製造者名等変更

2-3-3-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料			
			工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降、1件 当り)	製造者名又は 販売業者名変更	型式名称変更等
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第7号	コードレス電話（注2）	親機	33,000	6,000	26,000	20,000
		子機	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	33,000	6,000	26,000	20,000
		13GHz以上	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	33,000	6,000	26,000	20,000
		子機	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	33,000	6,000	26,000	20,000
		子機	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注2）	親機	33,000	6,000	26,000	20,000
		子機	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用 陸上移動局		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム陸上移動局		33,000	6,000	26,000	20,000

注1： 13GHz以上：「移動体検知センサー」「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-3-3-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 （1件目）	工場変更及び追加 （2件目以降、1件 当り）	製造者名又は 販売業者名変更	型式名称変更等
第2条第1項 第1号の4	MCA陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（eMTC）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA（TDD-LT）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（中継）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の26	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 （3.7GHz, 4.5GHz）陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 （対地静止）（オムニトラック）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 （非静止）（オープンコム）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	33,000	6,000	26,000	20,000

第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局（0.2マイクロワット以下）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA（陸上移動局）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択RZSSB	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局（対地静止）（N-STAR）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局（非静止）（イリジウム）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （設備規則第49条の15の2第1項）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局(eMTC)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000

2-3-3-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 （1件目）	工場変更及び追加 （2件目以降、1件 当り）	製造者名又は 販売業者名変更	型式名称変更等
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	33,000	6,000	26,000	20,000

第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第2号	無線標定	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR (簡易無線)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第6号	構内無線	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	33,000	6,000	26,000	20,000

第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 屋内基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の28	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR（Sub6帯）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等 TD-5G-NR（準ミリ波帯）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局等 FDD-5G-NR	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局（0.2マイクロワット以下）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局（0.2マイクロワット以下）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA （デジタル指令局）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第23号	PHS基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	33,000	6,000	26,000	20,000

第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第25号	RZSSB	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー（第3種レーダー）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー（第4種レーダー）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 （4相位相変調方式）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用 固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用 固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー（CATV網等接続型）	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィルアー	33,000	6,000	26,000	20,000

第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W 以下)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W 以下)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第67号	11GHz又は15GHz帯固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第68号	携帯用位置指示無線標識	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯可搬型システム	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第72号	無人移動体画像伝送システム	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第73号	5.2GHz高出力データ通信システム 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第74号	5.2GHz高出力データ通信システム 陸上移動中継局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第76号	150MHz帯V H F データ交換装置	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	33,000	6,000	26,000	20,000